

平成21年度阿蘇広域行政事務組合職員採用試験案内

1. 第一次試験日 平成22年2月7日（日）
2. 第一次試験地 阿蘇市跡ヶ瀬177番地 大阿蘇環境センター未来館
3. 受付期間 平成22年1月4日（月）～平成22年1月22日（金）
午前8時30分～午後5時00分（但し、土・日曜日及び祝日を除く）
4. 試験区分等

区分	職種	採用予定人員	職務内容
高等学校卒業程度	一般事務	2人程度	事務部局に所属し、一般事務全般に従事します。

5. 受験資格

職種	受験資格
一般事務	昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方

上記試験の合格者は、平成22年3月上旬（予定）に第二次試験を実施します。

※ 問い合わせ先 阿蘇広域行政事務組合総務課総務係（願書受付先） ☎ 24-5111

税務課資産税係からお知らせ

家屋の取り壊しを行われた方は速やかに届出を！

固定資産税（土地・家屋・償却資産）は1月1日現在の所有者として登記（登録）されている方に課税されます。

その中でも、家屋については登記されていないことも多く、事実確認にも苦慮していることから、家屋の取り壊しを行われた方は速やかに税務課に届出を行うようお願い致します。滅失の確認ができないと翌年度以降も間違って課税されることがあります。

また、平成21年中に家屋の新築、増築、用途変更（住宅を店舗に変更する等）をされた方及び土地の利用状況の変更をされた方につきましては、お手数ですが税務課資産税係までご連絡下さるよう併せてお願い致します。

平成22年度 償却資産の申告 のお願い（2月1日まで）

会社や個人で事業（製造業・農林業・サービス業・建設業等）を行っている人で、平成22年1月1日現在、阿蘇市内に償却資産を所有している方は、地方税法の規定により、所有状況を平成22年1月31日までに申告していただく必要があります。

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することの出来る、構築物（舗装路面、門、塀、広告塔など）、機械及び装置（各種加工製造用機械、農業用機械など）、車両及び運搬具（大型特殊自動車など。ただし、自動車税及び軽自動車税の対象となるものについては対象外）工具・器具、備品（商品陳列棚、パソコン、レジスターなど）があり、資産の多少に関わらず申告が必要です。

○ 申告方法

申告書を12月下旬までに償却資産課税台帳および所得税の減価償却費などの資料を基に郵送しますので、期限までに提出してください。

※ 新規に事業を開始された方や、償却資産を所有されていて申告書が郵送されなかった方は、阿蘇市役所税務課資産税係まで、ご連絡ください。

○ 申告書提出期限および提出先

提出期限：平成22年2月1日（月）

提出先：阿蘇市役所税務課または各支所市民係

問い合わせ先 税務課資産税課 ☎ 22-3148